

様式第七（第6条関係）

確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日
平成31年4月22日

2. 回答を行った年月日
令和元年6月21日

3. 新事業活動に係る事業の概要

下記の事業手順により、自家用自動車管理事業者（以下「事業者」という。）が、地域住民の使用する車両に関する運転役務を含む運行管理サービスを提供する。

- ① 事業者は、サービス希望者に対し、提供する事業モデルを説明し、運行管理サービスを実施する地域を設定する。
- ② 事業者は、①を元に、サービス希望者に対し、車両の調達を求める。なお、車両の調達に際して、事業者は一切関与しない。
- ③ 事業者は、サービス希望者との間で車両の運行管理サービスに関わる契約を締結する。
- ④ 事業者は自社のITシステムを介して利用者へ運転役務を提供する。

4. 確認の求めの内容

照会者の提供するサービスが、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項及び第四条第一項に規定する一般旅客自動車運送事業に該当するか確認したい。

5. 確認の求めに対する回答の内容

「他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業」については許可が必要である（道路運送法第2条第3項、第4条第1項）。このうち、「自動車を使用して」とは、主体的な立場において自動車を運行の用に供することをいう。利用者に対し、運転者と自動車が実質的に一体として提供されている場合は、当該運転者が主体的な立場において自動車を運行の用に供するものと評価され、同法第2条第3項に規定される「旅客自動車運送事業」に該当し、第4条第1項に抵触することとなる。

本件事業のように、利用者に対して運行管理サービスを提供する自家用自動車管理事業者において、運転者と自動車が実質的に一体として提供されている場合は、道路運送法に抵触することとなる。具体的には、例えば以下の場合には、利用者に対して運転者と自動車が実質的に一体として提供されるものと評価され、道路運送法（第2条第3項及び第4条第1項）に抵触する。

- ① 事業者又は車両の調達先（以下「調達先」という。）が、自社のウェブサイト等において、相手方の広告やウェブサイトへのリンクを掲載する場合等、事業者と調達先との間に業務上の関係があると判断される場合
- ② 第三者が、業として事業者と調達先の双方を紹介する場合
- ③ 事業者が特定の調達先を前提とした条件（実質的に他の調達先が受注できない条件も含む）をサービス希望者に提示し、当該事業者が利用者に対し特定の調達先の紹介・あっせんを行っているとは判断される場合

なお、個別具体的な事案において、事業者、調達先の二者のうち、両者が旅客運送事業に該当するの、いずれかの者のみが該当するののかについては、個別具体的な事案における関与の

度合いによると考えられるが、いずれにしても、上記①から③までのいずれかの場合を含め、利用者に対して運転者と自動車を実質的に一体として提供される場合には、少なくともいずれかの者が旅客運送事業に該当し、道路運送法（第2条第3項及び第4条第1項）に抵触することとなる。照会書の個別の照会に対する回答は以下のとおりである。

○本事業活動が旅客自動車運送事業に該当するか否かについて

本件事業は、照会書上利用者自らが調達した車両に対して、運転及び車両の管理等の役務を提供することが前提とされており、直ちには同法第2条第3項、第4条第1項に抵触しないが、本件事業において事業者が、例えば上記①から③までに記載の場合のように、利用者に対して運転者と自動車を実質的に一体として提供される場合には、本件事業は、同法第2条第3項、第4条第1項に抵触する。

また、利用者の車両調達にあたって契約名義が利用者であっても、事業者が車両代金を支払う等主体的に自動車を提供している場合や、事業者が利用者に対し調達先の紹介・あっせんを行う場合についても、同様に同法に抵触する。